

☆「国民年金基金連合会の個人型確定拠出年金(iDeCo)」への移換の流れ

ステップ1	<本人> 個人型確定拠出年金へ加入	<ul style="list-style-type: none">・本人が運営管理機関(受付金融機関)を選定し、「個人型年金加入申出書」を提出する。 (経由して国民年金基金連合会へ申出される)・運営管理機関での「加入申出書」の受付日が加入日(資格取得日)になる。
ステップ2	<本人> 「移換申出書」を入手	<ul style="list-style-type: none">・本人が運営管理機関から「(個人型確定拠出年金用)厚生年金基金・確定給付企業年金移換申出書/移換可否決定通知書」を入手する。
ステップ3	<本人> 移換を申出	<ul style="list-style-type: none">・「移換申出書」に必要事項を記入し、所定の期限内にパナソニック オペレーショナル エクセレンス(株)企業年金室に提出し、移換決定の証明を受ける。<ul style="list-style-type: none">※所定の期限 退職日(資格喪失日)から1年以内※期限を経過していたため移換不可の場合 移換不可として「移換可否決定通知書」を作成し、本人に返送する。<ul style="list-style-type: none">・年金受給権がない方:一時金で受取り・年金受給権がある方:60歳まで据置・企業年金室から証明後の「移換申出書」を受取り、運営管理機関に提出する。
ステップ4	<パナソニックグループDB> 資産を移換	<ul style="list-style-type: none">・パナソニックグループDBは運営管理機関の指示により本人の資産(脱退一時金相当額)を移換する。
ステップ5	<本人> 掛金を拠出	<ul style="list-style-type: none">・加入者の資格を取得した月の分から掛金を拠出していく。
ステップ6	<本人> 運用を開始	<ul style="list-style-type: none">・自己責任で運用商品を選択し、年金資産を運用する。
ステップ7	<本人> 年金受給開始	<ul style="list-style-type: none">・原則60歳から老齢給付金を受取ることができる。